

# 府省ホームページの利用ルール見直し案検討に向けたヒアリング結果と基本的考え方（案）

2013.12.19

オープンデータ流通推進コンソーシアム 事務局



# 目次

---

1. 関係府省の懸念事項の整理と対応の考え方	.....	2
2. 利用ルール案の構成	.....	5

# 1. 関係府省の懸念事項の整理と対応の考え方（案）

▶ 関係府省へのヒアリング等から得られた主な懸念事項を整理し、対応の考え方（事務局案）を示す。

懸念事項	詳細	利用ルール案での対応（案）	利用ルールの関連部分
CC-BY以外のライセンス(CC-BY-NDなど)を認めるべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば各国の要人が写った写真を勝手に変更されると、外交問題や名誉毀損に発展する恐れがある。</li> <li>二次利用不可な情報を公開しなくなり、かえって情報公開が後退する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由に二次利用できないものを明確に記載する。</li> <li>第三者が権利を保有しているものなど一般的なものと、個別法による制限など府省固有のものに分けて記載。</li> <li>適用を除外するものについては理由を明記の上、分けて記載。</li> </ul>	CC-BYについて → 1) 適用除外について → 3) 第三者の保有する権利について → 4)
利用ルールを各府省でアレンジできるようにすべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣官房の利用ルール案をベースに、各府省が自由にアレンジできるようにすべき。</li> <li>ホームページ全体でなく、ページやコンテンツごとに利用ルールを設定・表示できるようにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールは統一する。</li> <li>個別法など、個々の制約がある場合は各府省が独自に記載できるようにする。</li> </ul>	利用ルールについて → 1) 個別法について → 3)
著作権の対象とならない数値データ等の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権の対象とならない「数値データ、簡単な表・グラフ」の定義を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「数値データ、簡単な表・グラフ」について著作権のあるコンテンツと区別せず、「当サイトに掲載している情報」として記載し、同じ利用ルールで取り扱う。</li> </ul>	→ 1)
数値データ等への出所表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権の対象外でも、数値データ等に出所表記を義務付けるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権の対象外である数値データを含めて、利用者に出典表記を依頼。</li> </ul>	出典表記の依頼 → 1) 表記方法 → 2)

→（次ページへ続く）

# 1. 関係府省の懸念事項の整理と対応の考え方（案）

懸念事項	詳細	利用ルール案での対応(案)	利用ルールの関連部分
編集・加工した後のデータの出所表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>データを編集・加工した場合、情報提供元の表示だけでなく、改変した事実と、編集・加工責任者等の情報も表示させるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>編集・加工者名の記載を依頼。</li> </ul>	→ 2)
虚偽表示等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>データを改変して虚偽の表示や、他者に誤解を与えることを禁止すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データを編集・加工して、あたかも国等が作成した資料のように公表・活用することを禁止する。</li> </ul>	→ 2)
データ改変により国益を損なう恐れへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>領土・領海等の地図情報など、改変により国益を損なう場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>編集・加工した場合、あたかも国等が作成した資料のように公表・活用することを禁止する。</li> <li>公序良俗に反する利用を禁止する規定を入れる。</li> </ul>	出典の表記方法について→ 2) 公序良俗について → 6)
著作権以外の利用制約条件がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの利用にあたり、著作権以外の利用制約条件(個別法など)がある場合、これを尊重することを認めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別法等、利用制約条件がある場合については、別途記載できるようにする。</li> </ul>	→ 3)
準備期間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のホームページ掲載コンテンツの全てが二次利用を想定しているわけではないため、コンテンツごとに掲載条件を見直すための十分な準備期間を確保すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者に権利があるなど利用に制約がある場所が明記されていないコンテンツがどの程度あるか把握する必要がある。</li> <li>該当箇所を明記することが望ましいが、作業量が膨大になるなど、対応が難しい場合は、利用者に判断をゆだねる、またはコンテンツ全体を適用除外(個別法以外の利用制約)にする。</li> <li>適用除外にした場合も、準備が整い次第、適用除外から外す。</li> </ul>	適用除外を記載する場所 → 3)

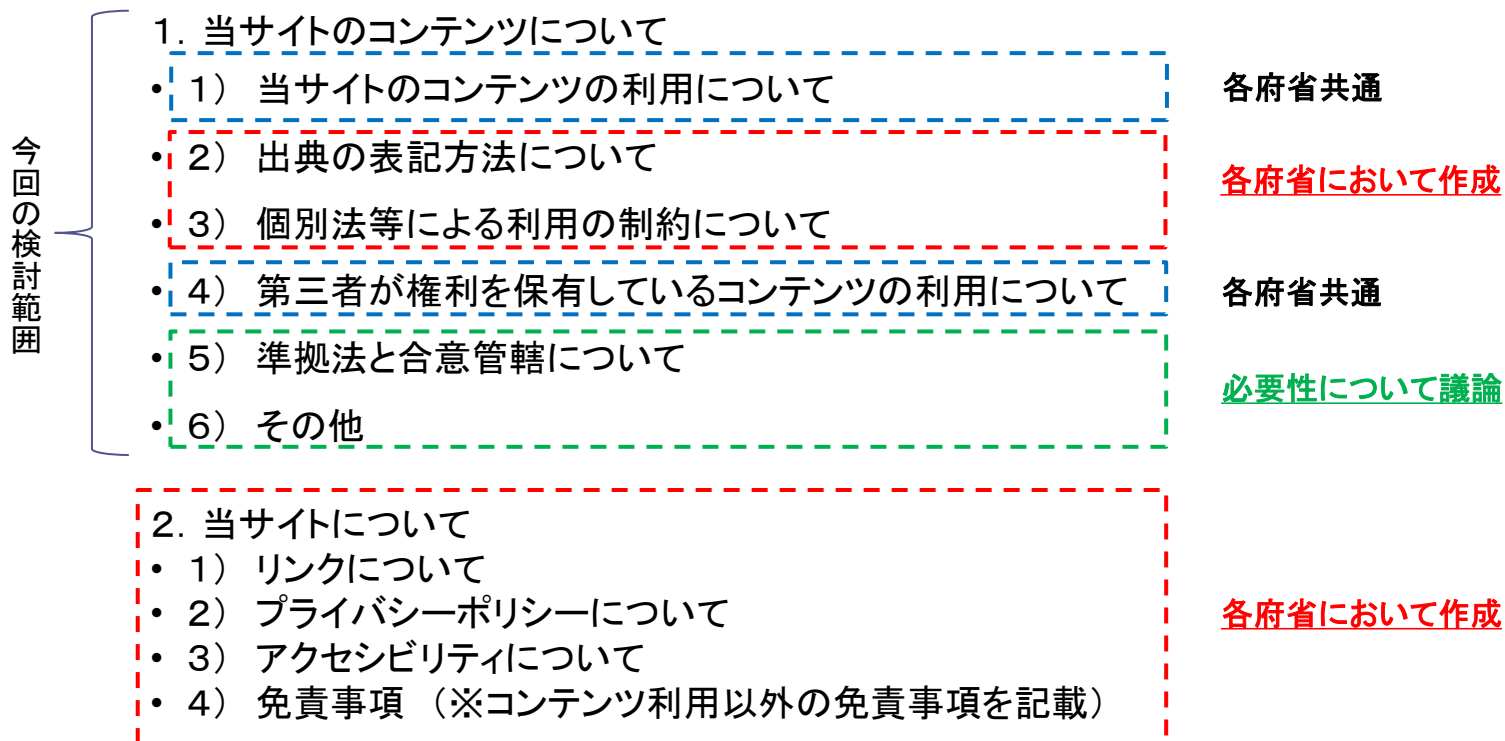
→ (次ページへ続く)

# 1. 関係府省の懸念事項の整理と対応の考え方（案）

懸念事項	詳細	利用ルール案での対応(案)	利用ルールの関連部分
第三者が権利を持つコンテンツの明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者が権利を持つコンテンツを明記しないと、著作権侵害が発生する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者が権利を持つコンテンツをすべて明記するのは困難。</li> <li>第三者が権利を有していることを表示・示唆している場合の例を記載する。</li> </ul>	<p>第三者の保有する権利について → 4)</p> <p>権利の表示・示唆の例 → 別紙</p>
無保証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールに、予告なしに内容を変更・削除する場合があると記載すべき。これにより、無保証が明確に規定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予告なしに内容変更等がある旨を記載。</li> <li>ただしこれで無保証が明確に規定されるわけではない。</li> </ul>	<p>予告無しの内容変更 → 6)</p>
海外での対抗措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別法では、海外の改ざん等に対して対抗できない。著作権であれば対抗できることもありうる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言論には言論で対応することが望ましい。</li> <li>海外の改ざん等の権利侵害に著作権で対応することも困難。</li> </ul>	<p>解説・FAQで対応</p>
プライバシーポリシーやリンク等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシー、リンク、ウェブアクセシビリティ等の記載が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルール全体には含むが、検討対象としない。</li> <li>各省が作成。</li> </ul>	<p>→ 利用ルール構成案</p>

## 2. 利用ルール案の構成

- ▶ 利用ルールは、サイトのコンテンツに関する利用ルールと、サイトそのものの利用ルールの2つに分けて作成する。本資料で対象とするのは、サイトのコンテンツに関する利用ルールのみとする。
- ▶ 利用ルール案は、全府省共通の部分と各府省において作成する部分に分けて、利用者が各府省のコンテンツの利用ルールを一括して理解できるようにするとともに、各府省の所管する法律等による利用制限についての記載などでもできるようにする。
- ▶ 各府省の作成する部分は、個別法(例:測量法、気象業務法、水路業務法など)により、一部の情報を利用する際に条件がある場合や、出典の表記方法などを記載する。利用に制約のある情報や利用の条件などを具体的にわかりやすく掲載することで、情報を二次利用する人の負担を軽減し、不用意に法律違反を犯すことを防ぐ。



# 参考：利用に制約がかかる法令の例①

- ▶ 測量法では、測量成果を複製、使用する際に国土地理院の長の承認を得る必要がある。

## ▶ 測量法

(測量成果の複製)

- ▶ 第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書(これらが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。)を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

- ▶ 第三十条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。
- ▶ 2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
  - 一 申請手続が法令に違反していること。
  - 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- ▶ 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- ▶ 4 基本測量の測量成果を使用して刊行物(当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第四十四条第四項において同じ。)を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

## ▶ 測量法施行規則

(測量成果の複製承認申請書の様式)

- ▶ 第四条の二 法第二十九条の規定により承認を得ようとする者は、別表第四の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

## 参考：利用に制約がかかる法令の例②

- ▶ 気象業務法では、気象庁が提供するデータ等を用いて予報業務を行う際には、気象庁長官の許可を受ける必要がある。

- ▶ 気象業務法

(予報業務の許可)

- ▶ 第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務(以下「予報業務」という。)を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。
- ▶ 2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

- ▶ 第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

(警報の制限)

- ▶ 第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- ▶ 水路図誌、航空図誌を航海・航空を目的として複製・使用する際には海上保安庁長官の承認を受ける必要がある。

- ▶ 水路業務法

(水路図誌及び航空図誌の保護)

- ▶ 第二十四条 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。
- ▶ 第二十五条 海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- ▶ 2 海上保安庁長官は、前項の刊行物が海上の安全の確保に支障を及ぼすものでない限り、これを許可しなければならない。



## 参考：利用に制約がかかる法令の例③

---

- ▶ 補助金等適正化法では、補助金を使って作成したデータ等を目的以外に使用する際には各省庁の長の承認を得る必要がある。
  - ▶ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(財産の処分の制限)
    - ▶ 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。